

## 愛媛県運転免許センター 免許相談室の開設について

愛媛県警察では、運転免許センターに『**免許相談室**』を開設し、ご病気や身体に障害をお持ちの方、高齢者の方たちに対する運転免許の更新手続きや条件などについて個別相談を行っております。

相談をご希望される方は、テレホンサービス「089-978-4141」にお電話していただくか、直接、運転免許センターの更新窓口までお越しく下さい。担当職員が直接相談に応じます。

### 【主な相談例】

- 交通事故や脳梗塞により、手足に障害が生じたが、免許更新は可能か。
- 病気治療の副作用で頭髪が抜けている場合、免許更新の写真撮影をどうしたらいいか。
- 白内障により視力が落ちており、不安があるが免許更新はできるか。
- 子供が外国留学中で免許更新ができないのだが、どうすればいいか。
- 家族が病院に入院中で免許が失効したが、どのようにすればいいか。

免許更新時の写真撮影については、原則無帽ですが、宗教上の理由、病気・怪我等やむを得ない事由がある場合は、帽子等を着用したままでの撮影もできます。

あらかじめ、その旨担当職員にお申し出ください。

最寄りの警察署交通課でも相談を受けております。  
平日の執務時間内にお電話していただくか直接お越しく下さい。

## 運転免許センター免許相談室の紹介

